

長期履修生 各位

4月入学の長期履修生の履修計画変更（長期在学期間の短縮）の申請手続きについて

長期履修を認められた学生が、申請後の状況改善により、当初の計画よりも学修が進捗する見込みが生じた場合は、審査の上、1回に限り履修計画変更（長期在学期間の短縮）をすることができます。但し、長期在学期間の短縮を認められることができる期間は、標準修業年限までです。

なお、**期間を短縮できるのは1年単位であり、適用を希望する年度の前年度までに申請する必要があります。このため、期間短縮と同時に修了というケースは認められません。**

また、短縮が認められた場合、申請年度内に短縮後の年間授業料との差額を支払う必要があります。

1 対象者

4月入学者のうち、長期履修を認められ、申請後に状況が改善した方で、過去に長期在学期間の短縮を申請していない者。

【状況改善の例】

職業：部署異動や転職・離職等により、勤務負担が緩和された。

育児：子供を保育園に預けられることになった。

介護：介護の必要が無くなった。

など

2 申請期間

2025年2月3日（月）～2025年2月7日（金）

3 申請書類

長期在学期間短縮申請書（様式第2号）

4 結果の通知

2025年2月下旬予定

5 その他（注意事項）

(1) 長期在学期間短縮申請を行おうとする方は指導教員と、在学期間変更を行おうとする事情や履修計画等について必ず相談してください。

(2) 差額授業料の納入は、次の期間内に大学所定の納付用紙により金融機関窓口で納入してください。

納入期間 2025年2月27日（木）～2025年3月14日（金）

(3) 差額授業料とは、「（短縮後の授業料年額×在籍した年数）－（短縮前の授業料年額×在籍した年数）」で計算します。

例) 博士前期課程に入学時、4年間の長期履修が認められていた学生が、1年次（1年目在籍時）に1年間の期間短縮を申請し認められ、2年目から期間短縮が適用された場合

	1年目			2年目		3年目		4年目		合計
	前期	後期	差額の支払い	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
当初	130,200円	130,200円	－	130,200円	130,200円	130,200円	130,200円	130,200円	130,200円	1,041,600円
短縮後			86,800円	173,600円	173,600円	173,600円	173,600円	－	－	

- (4) 長期在学期間を満了してもなお修了されない場合、自動的に退学になるわけではありません。
退学を希望する場合は、退学願の提出が必要ですので、予めご了承ください。

6 問合せ先・提出先

荒川キャンパス管理部学務課教務係大学院担当

(看護科学域、理学療法科学域、作業療法科学域、放射線科学域、フロンティアヘルスサイエンス学域)

電話 03-3819-1211(内線 225) メール a-kyomu●jmj.tmu.ac.jp

※メールを送信される場合は●を@に置き換えてください

南大沢キャンパス管理部理系学務課ヘルスプロモーションサイエンス学域担当

(ヘルスプロモーションサイエンス学域)

電話 042-677-1111(内線 3028) メール hps-info●jmj.tmu.ac.jp

※メールを送信される場合は●を@に置き換えてください